# 定例記者懇談会次第

令和 5 年11月28日(火) 午後 1 時15分 牧之原市役所榛原庁舎 5 階 庁議室

### 1 開 会

閉 会

6

2	市長説明		
	◇ 令和5年11月牧之原市議会定例会 市長提出議案について		資料1
	◇ 令和5年度牧之原市一般会計補正予算案(第6号)の概要について	•••••	資料2
	◇ 牧之原市立細江保育園における指定管理の終了について		資料3
	◇ 「牧之原市 I C 北側土地区画整理事業」造成工事の安全祈願祭に ついて		資料4
	◇ まきのはらジュニアズアクションスポーツクラブ 「ムーア・アロハ財団ハワイミニキャンプ」について		資料 5
3	質疑応答		
4	報道提供		
	◇ 障害者相談支援事業等の消費税の取扱いについて		資料6
	◇ 令和5年度 牧之原市地域防災訓練について		資料 7
	◇ 令和6年 新春初顔合わせ会について		資料8
	◇ 令和6年「はたちの集い」について		資料 9
	◇ 第4回お茶はがきデザインコンテストについて		資料 10
	◇ 鈴木梅太郎丼を活用した食育事業について		資料 11
	◇ 介護予防普及事業 認知症予防講演会について	•••••	資料 12
	◇ 障害者週間におけるパラスポーツ資料展示等について	•••••	資料 13
	◇ 第67回 田沼意次 牧之原市マラソン大会について		資料 14
5	想 談		



定例記者懇談会 資料No.1 令和5年11月28日 総務部 総務課 0548-23-0050

### 令和5年11月牧之原市議会定例会 市長提出議案について

条例改正 9件 規約改正 1件 補正予算 4件 その他 9件 (合計 23件)

### 報告第7号 専決処分の報告について

### <管理検査課>

令和5年8月30日に市内の老人保健施設の敷地内において、移動図書館ひまわり号が駐車するために、道路の左端を徐行していたところ、車体の左屋根の突起が相手施設の軒に衝突し、建物に損害を与えたことから、和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。

### 報告第8号 専決処分の報告について

### く管理検査課>

令和5年9月8日に吉田町の店舗駐車場において、公用車からの降車時に強風によりドアが大きく開き、隣に駐車してあった相手車両の助手席側ドアに接触し、相手車両に損害を与えたことから、和解及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。

### 議案第62号 牧之原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<総務課>

令和5年人事院の給与勧告に準じ、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点をおき、給料表の金額を平均で1.1%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.05月分ずつ引き上げる改正を行う。12月8日(本会議2日目)の議決をお願いする。

【議決予定日:12月8日】

# 議案第63号 牧之原市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 <総務課>

令和5年人事院の給与勧告に準じ、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月を 0.05月分ずつ引き上げる改正を行うことから、これに伴い、特別職の期末手当 を0.1月分引き上げる改正を行う。12月8日(本会議2日目)の議決をお願いす る。 【議決予定日:12月8日】

### 議案第64号 令和5年度牧之原市一般会計補正予算(第5号)

<財政課>

令和5年度の5回目の補正予算として編成するもので、職員の給与に関する条例等の改正及び職員の産前産後休暇等に伴う予算の組替えで、歳入歳出の増減はなく、補正後の予算総額を232億1,076万3千円とするもの。12月8日(本会議2日目)の議決をお願いする。

【議決予定日:12月8日】

### 議案第65号 牧之原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

<国保年金課>

地方税法等の一部改正に基づき、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保 険税の減額措置に対応するため、所要の改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第66号 牧之原市保育所条例の一部を改正する条例

〈子ども子育て課〉

牧之原市立あおぞら保育園及び牧之原市立細江保育園を民間移管、牧之原市立地 頭方保育園を地頭方幼稚園と統合し、幼保連携型認定こども園牧之原市立地頭方こ ども園として設置するため、公の施設から廃止する改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第67号 牧之原市立学校設置条例の一部を改正する条例

<子ども子育て課>

牧之原市立地頭方幼稚園を地頭方保育園と統合し、幼保連携型認定こども園牧之原市立地頭方こども園として設置するため、地頭方幼稚園を廃止する改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第68号 牧之原市立幼保連携型認定こども園の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

く子ども子育て課>

牧之原市立地頭方幼稚園を地頭方保育園と統合し、幼保連携型認定こども園牧之 原市立地頭方こども園として設置するため改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第69号 牧之原市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

<都市住宅課>

令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたため、本条例において同法を引用する箇所について所要の改正を行う。 【議決予定日:12月22日】

### 議案第70号 牧之原市営住宅管理条例の一部を改正する条例

### <都市住宅課>

令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されるため、本条例において同法を引用する箇所について所要の改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第71号 牧之原市立図書館条例の一部を改正する条例

く社会教育課>

榛原図書館の改修に伴い、図書館の名称を変更する改正を行う。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第72号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について

<総務課>

静岡県市町総合事務組合の構成団体である浜名湖競艇企業団が、令和6年4月1日から浜名湖ボートレース企業団に名称変更することに伴い、規約について所要の改正を行う。 【議決予定日:12月22日】

### 議案第73号 令和5年度牧之原市一般会計補正予算(第6号)

<財政課>

令和5年度の6回目の補正予算として編成するもので、アクションスポーツフェスティバルに係る経費の計上や、レジスターのバーコード決済対応に係る導入費用、令和4年度事業に係る感染症対策事業費等の国県支出金の精算金、区画線やカーブミラー設置などの交通安全対策のための経費、多目的体育館整備事業に係る資材高騰による経費の増額などで、歳入歳出それぞれ2億4,977万7千円を増額し、補正後の予算総額を234億6,054万円とするもの。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第74号 令和5年度牧之原市介護保険特別会計補正予算(第2号)

<長寿介護課>

令和5年度の2回目の補正予算として編成するもので、令和6年度介護保険制度 改正に係るシステム改修費の計上で、歳入歳出ともに110万円を増額し、補正後 の予算総額を46億1,131万9千円とするもの。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第75号 令和5年度牧之原市土地取得特別会計補正予算(第1号)

く管理検査課>

令和5年度の1回目の補正予算として編成するもので、市道東中海老江線事業用地を先行取得するための費用の計上で、歳入歳出ともに6,189万2千円を増額し、補正後の予算総額を7,757万5千円とするもの。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第76号 指定管理者の指定について(牧之原市つくしの家)

<社会福祉課>

指定期間の満期に伴い、牧之原市つくしの家の管理運営に関し、市指定管理者選定委員会により審査及び選定した次の事業者を指定管理者として指定するため、議会の議決を求める。

(指定管理者として提案する団体)

牧之原市相良262番地20

社会福祉法人一羊会 理事長 栗林 均

【議決予定日:12月22日】

### 議案第77号 指定管理者の指定について(牧之原市つくしホーム)

<社会福祉課>

指定期間の満期に伴い、牧之原市つくしホームの管理運営に関し、市指定管理者 選定委員会により審査及び選定した次の事業者を指定管理者として指定するため、 議会の議決を求める。

(指定管理者として提案する団体)

牧之原市相良262番地20

社会福祉法人一羊会 理事長 栗林 均

【議決予定日:12月22日】

### 議案第78号 指定管理者の指定について(牧之原市こづつみ作業所)

く社会福祉課>

指定期間の満期に伴い、牧之原市こづつみ作業所の管理運営に関し、市指定管理 者選定委員会により審査及び選定した次の事業者を指定管理者として指定するため、議会の議決を求める。

(指定管理者として提案する団体)

牧之原市相良262番地20

社会福祉法人一羊会 理事長 栗林 均

【議決予定日:12月22日】

### 議案第79号 指定管理者の指定について(相良いきいきセンター)

<長寿介護課>

指定期間の満期に伴い、相良いきいきセンターの管理運営に関し、市指定管理者 選定委員会により審査及び選定した次の事業者を指定管理者として指定するため、 議会の議決を求める。

(指定管理者として提案する団体)

牧之原市須々木140番地

社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会 会長 杉本 正

【議決予定日:12月22日】

### 議案第80号 市道路線の廃止について 議案第81号 市道路線の認定について

く建設課>

議案第80号は、道路法第10条第3項の規定に基づき、9路線の廃止を行うことについて、議案第81号は、道路法第8条第2項の規定に基づき、14路線の市道認定を行うことについて、議会の議決を求める。

【議決予定日:12月22日】

### 議案第82号 牧之原市多目的体育館体育用備品売買契約の一部変更について <スポーツ推進課>

令和5年6月定例会において議決された、令和5年度市単独事業 牧之原市多目的体育館体育用備品購入について、購入備品に変更が生じ、契約金額を変更することとなるため、牧之原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【議決予定日:12月22日】

### 【議会日程】

11月29日(水) 本会議 提案説明、総括質疑

12月 8日(金) 本会議 通告質疑-委員会付託、一部議案審議-採決

13日(水) 本会議 一般質問

14日(木) 本会議 一般質問

15日(金) 本会議 一般質問

18日(月) 補正予算連合審査会、常任委員会(付託議案審査)

22日(金) 本会議 委員長報告-審議-採決

定例記者懇談会 資料No. 2 令和5年11月28日 企画政策部 財政課 0548-23-0054

### 令和5年度牧之原市一般会計補正予算案(第6号)の概要について

本予算は、令和5年度予算の6回目の補正である。補正の主な内容は、アクションスポーツフェスティバルに係る経費の計上や、レジスターのバーコード 決済対応に係る導入費用、令和4年度事業に係る感染症対策事業費等の国県支 出金の精算金、区画線やカーブミラー設置などの交通安全対策のための経費、 多目的体育館整備事業に係る資材高騰による経費の増額などとなっている。

補正額は、249,777千円、率にして1.1%の増となった。

### 1 予算額

補正前予算 23,210,763千円 補 正 額 249,777千円 補正後予算 23,460,540千円

### 2 補正予算の概要

(1) 歳入 249,777千円

国庫支出金 11,841 千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金、社会保障・税番号制

度事務費ほか

県支出金 △1,881 千円 こども医療費助成事業、県議会議

員選挙執行経費ほか

寄附金 5,100 千円 企業版ふるさと納税寄附金

繰越金 206,217 千円

市債 28,500 千円 公共事業等債、旧合併特例債ほか

(2) 歳出 249,777千円

移住・定住促進事業費 ホストタウン推進事業費

ホストタリン推進事業賃 住民基本台帳関係事務費

選举執行経費

こども医療費助成費

子ども・子育て支援費

生活保護費

感染症対策事業費

肥料価格高騰対策事業費

鳥獣保護対策費

道路橋りょう維持費

交通安全対策整備事業費

社会体育振興費

多目的体育館整備事業費

その他

1,952 千円 移住就業支援事業補助金ほか

3,000 千円 アクションスポーツフェスティバルの開催ほか

1,110 千円 マイナンバーカート、交付管理システム導入費

△10.995 千円 県議会議員選挙

8,715 千円 こども医療費助成費

68,163 千円 国県支出金精算金

25,476 千円 システム改修、国県支出金精算金

71,947 千円 国庫支出金精算金

4,227 千円 物価高騰対策(農業者)

2,310 千円 鳥獣被害防止対策協議会補助金、謝礼

13,300 千円 側溝・溝蓋修繕、道路舗装修繕

3,000 千円 区画線、カーブミラー設置

150 千円 全国スポーツ大会等出場奨励金

25,469 千円 工事請負費

31,953 千円 バーコード決済導入費、精算金ほか

定例記者懇談会 資料No.3 令和5年11月28日 福祉子ども部 子ども子育て課 0548-23-0075

令和5年11月17日(金) 議員全員協議会 市長報告【資料1-1】

### 牧之原市立細江保育園における指定管理の終了について

(子ども子育て課)

### 1 経緯

年月日	内容
令和4年9月8日	学校法人榛原学園(以下「榛原学園」という。)の理事
	長名で牧之原市立細江保育園の管理に関する基本協
	定(以下「基本協定」という。)第39条第1項の規定
	に基づき指定の取消し申出 (以下「申出」という。) が
	提出される。
令和4年10月3日	榛原学園から提出された申出は、理事会決議が無く、
	正式な意思表示ではない。申出に係る意思表示は撤回
	するとの通知が届く。
令和4年10月~	申出に係る協議を調整するが不調。
令和5年3月	
令和5年3月23日	基本協定第39条第2項の規定に基づく協議を実施。
	市からは、指定管理期間終了の1年前倒しを要求。
	榛原学園は、申出自体が無効である。令和7年4月1
	日以降も榛原学園が細江保育園を運営するべきと主
	張。
	・細江保育園の職員への社会福祉法人牧之原市社会福
	祉事業団(以下「社会福祉事業団」という。)の概要
	及び処遇の説明の実施については双方の同意を得
	た。
令和5年5月17日	円滑な運営移管を目的として、細江保育園職員に対
5月22日	し、社会福祉事業団の概要及び雇用条件等を説明し
	た。
令和5年5月~9月	細江保育園職員への社会福祉事業団への転職等に係
	る意向確認の実施について調整するが不調。
令和5年11月2日	令和 5 年度末の運営移管を行うためのリミットとし
	て、指定管理期間の早期終了に係る協議を実施。

### 2 指定管理期間の早期終了に係る協議

日 時 令和5年11月2日 午後5時40分から午後6時30分

会 場 牧之原市役所榛原庁舎 4 階会議室

参加者 榛原学園 平山弁護士、増田理事長、渡辺園長ほか理事4名 牧之原市 加藤弁護士、市長、副市長、総務部長、福祉こども部長 子ども子育て課長

### 3 協議結果

- (1) 指定管理の早期終了の手続き及びスケジュール
  - ・市から令和5年度末までの手続き等を説明。
- (2) 榛原学園からの回答
  - ・令和7年3月をもって返還する。運営移管に対しては協力する。
  - ・令和7年度以降の細江保育園の運営ができないことは認識している。 園児、保護者、職員への負担を最小限にするため、令和7年3月31 日まで運営したい。

### 4 基本協定による規定(別紙、協定参照)

- ・ 基本協定では、第38条により市による指定取消、第39条により榛原学 園からの指定の取消し申出の規定が設けられている。
- ・ 第 38 条の規定は、市による指定取消の規定であるが、細江保育園に係る業務の不正行為等を要件とするものであるため、今回の事案について 取消要件に該当する事項は無い。
- ・ このため、市からの一方的な指定の取消しはできない。

### 5 市の対応

### (1) 方針

- ・基本協定による規定では、市からの一方的な指定の取消しができないため、協議に対する榛原学園の回答を受け、指定管理期間は基本協定の満了日(令和7年3月31日)とする。
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から牧之原市社会福祉事業団により、細江保育園の 運営を開始する。

#### (2) 今後の対応

- ・令和5年11月議会に牧之原市保育所条例の改正を提出し、令和7年4月1日に市立細江保育園を廃止する議決をいただき、「指定管理者制度による更新がないこと。」「運営を牧之原市社会福祉事業団に移管すること。」を明確に示す。
- ・令和6年度においては、細江保育園の運営は、指定管理者制度により榛原学園が行うため、指定管理委託料の計上を行う。
- ・令和6年1月中旬より、職員の転職等の意向確認など、円滑な移行へ の準備を開始するとともに、令和6年4月から必要に応じ、引継ぎ保 育を実施するなど、引継ぎに万全を期す。

### 牧之原市立細江保育園の管理に関する基本協定(抄)

牧之原市(以下「甲」という。)と学校法人榛原学園(以下「乙」という。)とは、牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年牧之原市条例第 111 号。以下「手続条例」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり、牧之原市立細江保育園(以下「本施設」という。)の管理に関する基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### 第9章 指定の取消し及び管理業務の停止

(甲による指定の取消し)

- 第38条 甲は、手続条例第9条第1項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
  - (1) 業務に際し不正行為があったとき。
  - (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
  - (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
  - (4) 自らの責めに帰すべき事由により、乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
  - (5) 乙が次のいずれかに該当することとなったとき。
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている者となったとき。
    - イ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法 (平成 11 年法律 第 225 号)等に基づき更正又は更正手続きをしている者となったとき。
    - ウ 指定管理者の指定を委託者とみなした場合に地方自治法(昭和22年 法律第67号)第92条の2、同法第142条(同条例を準用する場合を含 む。)又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者となったとき。
    - エ 国税及び地方税を滞納している者となったとき。
    - オ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年 法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員若 しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者に統制 されたとき。
  - (6) 乙の経営状況の悪化により本業務を継続することが不可能又は著し く困難と認められるとき。
  - (7) 乙が組織的な違法行為を行った場合等、乙に本業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

- 2 甲は、前項に基づいて指定を取り消そうとするときは、事前にその旨を乙 に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
  - (1) 指定取消しの理由
  - (2) 指定取消しの要否
  - (3) 乙による改善策の提示と指定の取り消しまでの猶予期間の設定
  - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害及び増加費用が生じても、 甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消し申出)

- 第39条 乙は、次のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取消しを申 し出ることができるものとする。
  - (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき(一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。)。
  - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被ったとき。
  - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定する ものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第40条 甲又は乙は、不可抗力による損害等の発生により、本業務の継続等が 困難と判断したときは、相手方に対して指定取消しの協議を求めることがで きるものとする。
- 2 甲は、協議の結果やむを得ないと判断されたときは、指定の取消しを行う ものとする。
- 3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び費用増加は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により 決定するものとする。

(取消しによる指定期間終了時の取扱い)

第 41 条 第 35 条から第 37 条までの規定は、第 38 条から第 40 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意したときは、この限りではない。

定例記者懇談会 資料 No. 4 令和 5 年 11 月 28 日 建設部新拠点整備室 0548-23-3333

### 「牧之原市IC北側土地区画整理事業」造成工事安全祈願祭について

牧之原市IC北側土地区画整理組合(鈴木芳明理事長)が施行する牧之原市IC北側土地区画整理事業について、次のとおり施工事業者が安全祈願祭を開催する。

### 1 日時

令和5年12月10日(日) 10時00分~11時20分(受付9時30分~)

### 2 場所

施行地区内(静岡県牧之原市東萩間: I C 北側整備事務所東側)

### 3 事業主

牧之原市IC北側土地区画整理組合

### 4 主催者(施工事業者)

清水建設株式会社

### 5 内容

安全祈願祭(神事、関係者あいさつ等)

### 6 出席予定者

- (1) 牧之原市(市長、副市長 他)
- (2) 牧之原市議会議員
- (3) 国会議員(衆議院議員、参議院議員)
- (4) 静岡県議会議員
- (5) 静岡県(交通基盤部都市局景観まちづくり課、牧之原警察署)
- (6) 牧之原区(相良)区長、(榛原)区長
- (7) 牧之原市商工会
- (8) ハイナン農業協同組合
- (9) 島田掛川信用金庫
- (10) 大和ハウス工業株式会社

#### 7 事業概要

(1) 目的

東名高速道路相良牧之原IC北側地区において、「陸・海・空」の広域交通の結節点にふさわしい新たな賑わい拠点を形成し、産業振興や雇用の場の確保、定住人口の増加を図るため、土地区画整理事業によるまちづくりを展開する。

(2) 権利者数

115名

(3) 施行地区面積

22.59ha (225, 900.06m2)

(4) 事業施工期間

令和5年1月10日~令和9年3月31日

(5) 概算事業費

29 億 7,600 万円

# 牧之原市 I C北側土地区画整理事業 造成工事安全祈願祭 案内図 主区11-1 第 公園 墓地 商業施設用地 2 **区**9-2 産業・物流 沢水加IC 施設用地 駐車場 調整池 (473号BP用地内) 安全祈願祭会場 放流管 IC北側 L=165m 整理事務所 主区14 第二公園 ミニストップ 3 X 区6-7 (<del>5</del>)-1, 商 区8-1 業施設用 4 地 土地利用計画凡例 主要区画道路 区画道路 調整池 企業用地(南) 住宅用地 企業用地(南西) 企業用地(南西) 施行地区 牧之原市 I C北側土地区画整理事業土地利用計画構想図 区域外区画道路

## ムーア・アロハ財団ハワイミニキャンプについて

**1 概要** 市では2020 東京五輪ホストタウン事業で築いた交流を「オリンピックレガシー」 と位置づけ、その継承に取り組んでいる。

> その取り組みの中で「まきのはらジュニアズアクションスポーツクラブ」の子ども達が、 年末にハワイ州ホノルル市を訪問し、2020東京金メダリスト「カリッサ・ムーア選手」 が運営する「ムーア・アロハ財団ミニキャンプ」に参加することになった。

> さらに、滞在中は、ハワイ州知事やホノルル市長とも面談し、マウイ島山火事に対する復興支援金の贈呈や静岡牧之原茶のPRも計画している

- **2 実施日** 令和 5 年 12 月 26 日 (火) ~12 月 30 日 (土) 3 泊 5 日
- 3 目的地 ハワイ州ホノルル市ほか
- **4 参加者** まきのはらジュニアズアクションスポーツクラブ会員 14 名 牧之原市長、企画政策部職員 等
- **5 内 容** ハワイ文化体験、サーフィン交流、ビーチクリーン等
- **6 事務局** 牧之原市役所企画政策部情報交流課 Tm 0548 (23) 0040 mail:koryu@city.makinohara.lg.jp (まきのはらジュニアズアクションスポーツクラブ事務局)

〈日本人初参加となるムーア・アロハキャンプの様子〉





# OFFICE OF THE MAYOR KE KE'ENA O KA MEIA CITY AND COUNTY OF HONOLULU

530 SOUTH KING STREET, ROOM 300 • HONOLULU, HAWAI'I 96813 PHONE: (808) 768-4141 • FAX: (808) 768-4242 • WEBSITE: honolulu.gov

RICK BLANGIARDI MAYOR MEIA



MICHAEL D. FORMBY MANAGING DIRECTOR PO'O HO'OKELE

KRISHNA F. JAYARAM DEPUTY MANAGING DIRECTOR HOPE PO'D HO'OKELE

October 27, 2023

The Honorable Kikuo Sugimoto Mayor of Makinohara City 447 Shizunami Makinohara City, Shizuoka Prefecture Japan

Dear Mayor Sugimoto,

I hope this letter finds you in good health and high spirits. Thank you for taking time out of your busy schedule to meet with us live on the KZOO Radio program this past June.

On behalf of the City and County of Honolulu and its citizens, I would like to extend a warm and heartfelt invitation for you to visit our beautiful city from December 26-29, 2023. If our invitation is accepted, your visit would coincide with the upcoming exchange between the Makinohara Jr. Action Sports Club and the Moore Aloha Foundation. The Moore Aloha Foundation was founded by Hawai'i's five-time World Surfing Champion and Olympic Gold Medalist, Carissa Moore. The Moore Foundation Olympic Legacy Program has partnered with Makinohara City to present the first-ever exchange program between our cities. The hopes are for the participating youth to create and foster valuable connections and further deepen their knowledge of empathy while gaining the gift of new perspectives.

During your visit, we would be honored to make necessary arrangements for meetings and/or discussions with our administration and various community leaders who are involved in furthering the mutually beneficial relationships between Honolulu and Makinohara.

We look forward to your visit and hope to meet you this December. Should you have any questions of concerns, please contact Angela L. Miguel from the Mayor's Office of Culture and the Arts by phone at (808) 768-6622 or via email at angela.miguel@honolulu.gov.

D.

Rick Blangiardi

Mayor

### ホノルル市長 招聘状 日本語訳

牧之原市長 杉本基久雄 様

ホノルル市と郡、そしてその住民を代表して、2023 年 12 月 26 日 から 29 日まで、私たちの美しい街を訪問していただけるよう、心 からの温かいご招待を申し上げます。もし私たちの招待が受け入れられれば、あなたの訪問はこの日に合わせて行われることになります。

まきのはらジュニアズアクションスポーツクラブとムーア・アロハ財団との今後の交流について ムーア・アロハ財団は、ハワイのサーフィン世界チャンピオン5回、オリンピック金メダリストのカリッサ・ムーアによって設立されました。ムーア財団オリンピック・レガシー・プログラムは牧之原市と提携しています。私たちの都市間で史上初の交流プログラムを紹介します。参加する若者が貴重なつながりを築き、育み、共感の知識をさらに深め、新しい視点を得ることが期待されています。

2023 年 10 月 27 日 ホノルル市長 リック・ブランジャルディ

定例記者懇談会 資料No.6 令和5年11月28日 福祉こども部 福祉こども相談センター 0548-23-0078 健康推進部 長寿介護課 0548-23-0076

### 障害者相談支援事業等の消費税の取扱いについて

### 1 概要

国において、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等における消費税の 取扱いについて、10月4日付けで国から全都道府県、市町村宛ての事務連絡が発出さ れ、当該事業等について、消費税の課税対象事業であることが明示されました。

### 2 国からの通知の内容

- (1) 社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税であるが、障害者相談支援 事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当しない。
- (2) 一部の市町村において正確に理解されておらず、誤認し誤って非課税として取り扱っている市町村がある。
- (3) 国においても障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いがこれまで明確に周知されていなかった。
- (4) 同じく相談支援事業である生活困窮者自立支援事業等も同様
- 3 現在確認している消費税課税対象事業の委託の状況

(1) 事業名及び消費税額 (概算、延滞税等含まず)

単位:円

事業名	H30∼R4	R5
障害者相談支援事業	13, 350, 000	2, 900, 000
基幹相談支援センター(障害者)	550, 000	280, 000
生活困窮者自立支援事業	10, 400, 000	2, 680, 000
成年後見センター運営業務	1, 980, 000	860,000
一般介護予防事業 (2施設分)	5, 230, 000	1, 130, 000
合計	31, 510, 000	7, 850, 000

- (2) 事業者数 3法人
- (3) 支払うべき消費税総額 約4,000万円(R5分含む、延滞税等含まず)

#### 4 今後の対応

当該事業を課税事業として扱うこととし、税務署との協議を進める委託先事業所と連携するとともに、市が支払うべき消費税相当額の予算措置を検討していく。

定例記者懇談会 資料No.7 令和5年11月28日 総務部 危機管理課 0548-23-0056

### 令和5年度牧之原市地域防災訓練の実施について

### 1 趣旨

南海トラフ地震等の大規模地震のみならず、風水害に対しても、マイ・タイムライン等を活用した適切な避難行動や、避難先における各種感染症対策等を考慮した 避難所等運営要領の確認など、自分と家族の命は自ら守る「自助」と皆で助け合い 支えあう「共助」を実践する訓練とすることで、地域防災力の一層の向上を図る。

### 2 実施日時

令和5年12月3日(日) 午前9時(訓練地震発生)~正午頃

### 3 地震想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、牧之原市内において震度7を観測。建物倒壊や地盤の液状化、火災等が発生。間もなく大津波が襲来し、沿岸部を中心に著しい被害を受ける。

### 4 訓練スケジュール

別紙1「令和5年度牧之原市地域防災訓練スケジュール」のとおり

#### 5 重点項目

1 自助の推進	<ul><li>○「わたしの避難計画」の作成及び点検</li><li>○避難訓練など自主防災活動への参加</li><li>○身の回りの防災対策の確認</li></ul>
2 共助の実践	<ul><li>○避難所運営訓練の実施</li><li>○避難訓練の継続的な実施</li></ul>

### 3地域の災害特性をふまえた実践的な訓練の実施

※市内各区・町内会の訓練概要については別添2「自主防災会訓練実施計画一覧」のとおり

### 6 訓練中止の決定

#### (1) 訓練中止基準

次のいずれかに該当した場合には防災訓練を中止する。また、そのほかの注意報 等が発表された場合には適切な状況判断のもと、訓練の中止及び続行を決定する。

- ア) 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合
- イ) 牧之原市に特別警報又は警報(大雨・洪水・暴風等)が発表された場合
- ウ) 牧之原市で震度4以上の地震が観測された場合
- エ) 静岡県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合
- オ) その他、中止することが必要と判断される事象(国民保護事案等)が生じた場合

### (2) 訓練中止広報

訓練中止の場合は、午前6時50分までに同報無線やTeaメール、市LINE等により中止の放送をする。

### 7 本部員等視察について

地域の特性に応じた訓練や新しい取り組み、特徴のある訓練は本部員視察の対象とする。

- 市建設班や建友会、消防団の共同による水防対策訓練(土嚢作成、重機操作)
- 市健康推進課主催のぐりんぱるでの医療救護所開設(トリアージ)訓練への参加協力(各町内会から3名参加)(川崎区)
- 有志災害バイク隊による情報連絡、物資運搬訓練(青池町内会)
- アマチュア無線を使用した情報連絡訓練(菅山区)
- 軒先避難訓練(要援護者がサイレンの合図で自宅の軒先まで避難し、 地域の方と互いに声を掛け合い安否確認を行う)(片浜区)
- ドローンによる災害状況の確認(遠渡区)
- 「わたしの避難計画」の作成(坂部3~5町内会)

ほか

# 令和5年度牧之原市地域防災訓練スケジュール

別添1

日時	状況		訓練項目	
□	1人元	市	自主防災会	報告
12月2日(土) 午後7時30分	地域防災訓練事前広報	<ul><li>●同報無線による情報伝達</li><li>地域防災訓練の事前周知</li></ul>		
12月3日(日) 午前6時50分	地域防災訓練広報 (実施、中止のお知らせ)	●同報無線による情報伝達 地域防災訓練への参加呼びかけ	●訓練準備	
午前9時00分	地震発生 (震度 7)	<ul> <li>●同報無線サイレン吹鳴(1分間) 「地震発生」の合図</li> <li>●災害対策本部の設置</li> <li>●地震災害応急対策</li> <li>1 情報収集及び調査</li> <li>2 防災資機材の点検整備</li> </ul>	●避難開始 ●地震災害応急対策(訓練開始) 1 情報の入手(収集)及び伝達 2 各自主防災会に即した訓練 3 各自主防災会における危険箇所の確認 4 避難誘導訓練及び負傷者搬送訓練 5 防災資機材の使用(点検整備) など	
午前9時05分頃	地震防災訓練情報	<ul><li>●同報無線による情報伝達</li><li>「地震発生」「災害対策本部設置」「大津波警報、津波避難」</li><li>●緊急速報メールによる情報伝達</li><li>「大津波警報、津波避難」</li></ul>	●情報の入手と伝達	
午前9時30分頃	本部設置状況報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防本部設置状況報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
午前10時30分頃	避難状況報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防避難状況報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
午前10時50分頃	被害状況報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防被害状況報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
午前11時20分頃	本部解散報告	●情報収集及び取りまとめ	●自主防本部解散報告 <自主防本部 ⇒ 地区担当班職員 ⇒ 市災害対策本部>	有
正午頃	訓練終了	●同報無線による情報伝達 「訓練終了」	●訓練終了	

※訓練事前周知や訓練開始などには同報無線やサイレンが吹鳴され、訓練当日には携帯電話に緊急速報メールが届きますので、御理解と御協力をお願いします。

# 令和5年度牧之原市地域防災訓練 本部員視察タイムスケジュール

グループ	配車	<b>地</b> 碗字(@海転字)		9:00			10:00						11:00					
グループ	田中	視察者(◎運転者)	10	20	30	40	50	60	10	20	30	40	50	60	10	15		
1	ノア 9617	市長 危機管理監 ◎横山係長	移動	相良サンビーチ (9:20市長挨拶)		移	動	ぐり/	んぱる	移動	細江	IZ	青池田	竹内会	移動			
2	ランディ 3429	副市長 議会事務局長 ◎産業経済部長	移	移動    遠渡区		遠渡区   地頭方区		移動		菅L	菅山区 白		白井区 和		動			
3	エスクード 3373	教育長 企画政策部長 ◎福祉こども部長	移	移動 坂		移動 坂5町内会		坂 6 町内会		坂部区		移動	JI W	奇区	各班	視察	移動	
4	リーフ 2096	総務部長 健康推進部長 ©新拠点整備専門監	静》	静波区移		静波区		勝間	田区	移動	牧之	原区	移動		東萩間☑ 西萩間☑		移	動
5	ワゴンR 5234	政策監 ◎建設部長	移	移動		移動		区区	福間	可区	波》	聿区	相良	゚゚゚ <del>゚</del> サンビ	<b>一</b> チ	各班	視察	移動
6	ワゴンR 8669	教育文化部長 ◎市民生活部長	移動	片	浜区	区移動		区区	移動	須々	木区		各班	視察		移動		

<sup>※11</sup>時15分までには榛原庁舎に帰庁するようお願いします。

# 令和5年度牧之原市地域防災訓練 自主防災会訓練実施計画一覧表

実施日 令和5年12月3日(日)

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
相良	相良コミュニティ防災センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	100
福岡	福岡区公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、要援護者安否確認、避難路の安全確認、避難訓練避難場所(牧之原市防災研修センター・Kブロック津波避難タワー・金刀比羅山防災公園)、消火栓からの放水訓練	155
波  津	波津小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、要援護者安否確認	8
波 津 第 1	小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、バケツ リレーによる初期消火訓練、リヤカー・タンカによる救助訓練、各町内会の資機材点検	350
波 津 第 2	小堤山公園	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要援護者安否確認、仮設テント・トイレ設置、市防災倉庫保存食(賞味期限の近いもの)配布	235
波 津 第 3	波津公園・波津一丁目160	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要援護者安否確認、テント・仮設トイレ設置訓練、民生委員による要援護 者安否確認訓練、発電機の動作確認訓練	295
波津第4	大原公民館前と市営住宅跡地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、テント設営訓練	258
須々木	須々木区内緊急避難場所及び須々木総合グラ ウンド	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者 安否確認、仮設テント・仮設トイレ設置訓練、浄水器操作訓練、初期消火訓練(消火栓:須々木区民館南西 時間:9:30~11:00) 水消火器 2 台	550
大 沢	総合グラウンド南駐車場、大沢区指定緊急避 難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	488
大 江	大江区民会館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、仮設テント設置予定、水消火器4台	530
片浜	片浜区コミュニティ防災センター 各地区避難地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、軒先避難訓練(高齢、健康上の理由、身体に障害等を もっている等の理由により避難地に避難が困難な方がサイレンの合図で自宅の軒先まで避難する。軒先まで出てきた方に互いに声を掛 け合う。)	351
菅 山	菅山区公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、消防団・自警団との連携、アマチュア無線クラブによる情報伝達訓練	959

区	区・町内会名		訓練場所	訓練内容	人数
中		里	萩間小学校北側駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要配慮者 安否確認、自主防災本部設置、各地区避難地までの避難訓練	488
白		井	白井区公民館及び広場と萩間川堤防	情報収集・伝達、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、本部テント設営・撤収訓練、ガスコンロを 利用し保存食や食材を使った炊き出し訓練、バケツリレーや水消火器を使った初期消火(水消火器 5 台、火点標的 2 台)、発電機・ チェーンソー・草刈り機等の指導点検と操作、消防団の可搬ポンプを使った放水訓練、緊急担架の作成・三角巾の応用	108
神		寄	大寄公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、仮設テント設営、消火訓 練	129
西	萩	間	西萩間公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作	140
東	萩	間	東萩間公会堂	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認	126
牧	之	原	牧之原区民センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、可搬ポンプによる水出し、消火器の使い方	215
地	頭	方	釣月院駐車場避難地(本部) 弧雲寺駐車場避難地(支部)	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、救出・救助、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、仮設テント(避難所)設営訓練、避難所運営班 津波災害DVD鑑賞、小学生による水消火器訓練	500
落		居	第1~第4緊急避難所(全体集合 第3緊急避難所)	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、放水訓練(落居公民館北側防火水槽〜日の出モータース北側空き地)、消火栓使用訓練及び点検(落居公民館前消火栓〜吸管取付及び放水試験、各消火栓BOX内機材点検)	180
豊豆		岡	豊岡公民館・笠名公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、初期消火訓練(訓練用消火器)、消防団による放水訓練(浅井宅付近の消火栓 9 時~10時)	232
新		庄	新庄池グラウンド	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、テント設営訓練、水消火器 3 本使用	310
遠		渡	遠渡トンネル指定避難場所	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、簡易トイレ組み立 て訓練、ドローンによる災害状況の確認	312
静	波	区	静波コミュニティ防災センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検	15
1	丁	目	榛原高校第2グラウンド駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要援護者安否確認	220

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
2 丁 目	静波二丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要援護者安否確認、消火栓の位置確認	274
3 丁 目	三丁目ポケットパーク	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検	59
4 丁 目	四丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認	260
東 5 丁 目	東五丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、G津波避難タワー点検・清掃、可搬ポンプ点検・作動確認	311
西 5 丁 目	西 5 公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、土のう袋作成実施、非常用電源の使用・点検	90
6 丁 目	静波六丁目公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	119
仲 町	Bブロック津波避難タワー、東光寺	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	139
10 丁 目	10丁目公民館 A ブロック津波避難タワー	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、要援護者安否確認	80
11 丁 目	各所定の避難地から移動して服織田神社	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要援護者安否確認	150
12 丁 目	和光館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検	91
細 江 区	細江コミュニティセンター	情報収集・伝達、資機材操作・点検	23
東慶林	東慶林公園津波避難タワー	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、テント設営訓練、担架搬送訓練	200
県 営 住 宅	集会場前	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、津波は3分で来る(海から1Kしかない、団地の4階に行く	22

区	・町内会	名	訓練場所	訓練内容	人数
青		池	青池公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、避難訓練(細江小屋上・円成寺東駐車場)災害本部立ち上げ訓練(青池公民館)、被害状況把握(避難者点呼・建物ケガ人等被害確認)、消火訓練(消火器・可搬ポンプ放水)、避難所開設(テント設営・炊き出し訓練等)、災害バイク隊による第一救護所等との連携・連絡訓練	240
寄		子	寄子町内会公会堂	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認	130
西	福	田	西福田公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、当日午前8時から用具点検	118
東	福	田	神明神社境内	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認	177
根		松	元細江保育園跡地 榛原総合病院西側駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、仮設トイレ設営	79
堀	の	内	堀の内公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、初期消火と可搬ポンプ操作は消防団員に指導してもらう、備蓄食飲料の保管場所の変更・整理、期限切れの近い非常食を住民に配布し各家庭で実食する	230
時	ケ	谷	時ケ谷公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	220
道		上	榛原総合病院北側駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	152
後		原	細江小学校・二ノ谷避難地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、細江小学校・ 二ノ谷避難地の二カ所にて訓練実施	210
谷	Ø	П	円成寺駐車場東側	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、要援護者安否確認、自主防災組織本部設営訓練、家庭内での防災対策点検、避難状況等の情報 収集及び報告	200
Ш	崎	区	川崎コミュニティ防災センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、要援護者安否確認、榛原中学校体育館を使用して避難所開設訓練(各町内会から各班1世帯参加 計約70世帯の避難者の参加、牧之原市障碍者自立支援ネットワーク参加、生きがいリーダーハッピー・日赤奉仕団が避難所開設訓練の役員として参加)、市健康推進課主催のぐりんぱるでの医療救護所開設(トリアージ)訓練への参加協力(各町内会か	30
橋		向	橋向公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	200
藤		沢	藤沢公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、消火栓開閉及び、使い方訓練、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	137

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
橋柄柄	橋柄公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	56
新戸	新戸公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの 医療救護所開設訓練に参加	96
庄 内	庄内公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	78
鹿島	馬込川避難地、鹿島公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、要援護者安否確認、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、消火栓点検、市医療救護訓練参加	108
仁 田	仁田公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、要援護者安否確認、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの 医療救護所開設訓練に参加	185
道場	道場公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、榛原中学校体育館での避難所開 設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	242
追 廻	追廻公民館及び防災倉庫	情報収集・伝達、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、榛原中学校体育館での避難所開設訓練に参加、ぐりんぱるでの医療救護所開設訓練に参加	38
勝間田区	勝間田会館	情報収集・伝達、資機材操作・点検、各町内会の訓練状況把握(巡回)	6
中	中公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、防火用水の転落防止柵の 修理、放水訓練	247
勝間下	勝間下公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、応急救護、炊き出し、資機材操作・点検	135
勝間上	勝間上防災倉庫前	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、要援護者安否確認	110
切山下	切山下研修センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、保存食料(アルファ化米 とおかず)の配布	110
切 山 中	切山中公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、資機材操作・点検、新設した防災倉庫へ備品類の移動	31

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	人数
勝田上	桃原遊び場(エコグリーン勝間田横)	初期消火、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、擁護者の予定が合わない可能性があるため、安否は事前に実施	65
勝田下	勝田下公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、 ペット同行避難訓練、白いタオル作戦(白いタオルをきいろのハンカチの代わりに使う)	120
三栗	各組指定避難場所、三栗研修センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、小学生 5 – 6 年生は炊き出しの手伝い、中学生・小学生低学年は初期消火の体験	150
朝生	#REF!	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作	230
牧之原区	牧之原コミュニティセンター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、応急救護、炊き出し、牧之原区防災委員による講習会(1.トリアージについて 2.AEDの基礎 知識の習得	22
牧之原北	牧北公民館、大井川上水道タンク前の空き地	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、菊川市六本松自治会と合同訓練(参加予定人数に含めず)、両町内会の水利を確認、安全な避難経路を家族で確認	118
布 引 原	布引原集会所隣の茶工場駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町 内会の水利の確認	144
牧之原中央	布引原集会所隣の茶工場駐車場	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町 内会の水利の確認	166
牧之原南	牧之原南公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、安全な避難経路を家族で確認、町 内会の水利の確認	138
坂 部 区	坂部区民センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、坂部小体育館のガス発電機の作動点検	9
坂 部 第 1	坂部第一町内会公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、通報訓練、可搬ポンプ水出し訓練、テント設営訓練	162
坂 部 第 2	坂部第二農業センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、仮設トイレ設置訓練、私の避難計画作成講習会、地域の災害特性把握(各種災害の危険個所確認)、消火訓練は集会所の自衛消防訓練と合わせ消火通報及び避難訓練を連携して実施	135
坂 部 第 3	坂三農業センター	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、要援護者安否確認、わたしの避難計画作成(避難の知識ブックや計画書 台紙を配布し各世帯で災害リスク・情報収集・避難先及び行動など確認)	143

区・町内会名	訓練場所	訓練内容	
坂 部 第 4	坂四公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、救出・救助、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認	215
坂 部 第 5	坂五公会堂	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、資機材操作・点検、可搬ポンプ操作、要援護者安否確認、地区内福祉施設(聖ルカ関係4施設) と連携し被害安否確認訓練を実施、全戸配布された「わたしの避難計画」の作成とりまとめ、更新した可搬ポンプの取扱説明及び水出 し訓練の実施、非常食(長期保存可能パン)の配布、要援護者の担当者による避難安否確認及び防災意識の啓発活動	175
坂 部 第 6	坂六公民館	情報収集・伝達、避難訓練・避難誘導、初期消火、炊き出し、資機材操作・点検、要援護者安否確認、「わたしの避難計画」の作成手順説明と避難計画作成にあたっての具体的考え方及びハザードマップの確認書	86

### 令和6年 新春初顔合わせ会について

市に関係する行政関係者、各種団体及び企業の代表者などが一堂に会し、年頭のあいさつを行う「令和6年 新春初顔合わせ会」を下記のとおり開催いたします。

当日は、歓談のお時間を設け、市の発展に向けた交流、連携、協働の促進を図ります。

また、市の各分野における功労者への表彰も同時に執り行います。

### 1 日 時

令和6年1月4日(木) 午後1時30分開会 午後3時閉会(予定)

### 2 会 場

うおとも (牧之原市地頭方 1581 番地 50) ☎0548-58-0500

### 3 参加者(予定)

約200名(令和5年出席者192名)

(1) 牧之原市

市長、副市長、教育長、部課長級ほか

(2) 招待者

衆議院議員、参議院議員、県議会議員、市議会議員、市内官公署関係者、教育関係者、区長、執行機関委員、市内企業関係者、各種団体関係者ほか

### 4 内 容(予定)

- (1) 市表彰式
- (2) 市長あいさつ
- (3) 市議会議長あいさつ
- (4) 来賓あいさつ
- (5) 歓談
- (6) 閉会

### 5 その他

会場では、静岡牧之原茶の呈茶コーナーやお茶菓子の提供も予定しています。

定例記者懇談会 資料No.9 令和5年11月28日 教育文化部 社会教育課 0548-53-2646

### 令和6年はたちの集いについて

令和6年はたちの集いについて、以下のとおり執り行います。

**2 会場** 相良総合センター「い~ら」

3 開催方法 実行委員会による企画・運営のもと開催する。

4 スケジュール(案)

受 付 午前9時30分

開 式 午前10時 (午前11時30分終了予定)

第1部

(1)開式のことば (教育長) (2)式辞 (市長)

(3)来賓祝辞 (衆議院議員、県議会議員、市議会議員、

自治会長)

(4)来賓紹介

(5)主催者紹介

(6)祝電披露

(7)誓いのことば (実行委員代表 2 名) (8)記念品贈呈 (実行委員代表 2 名)

(9)閉式のことば (副市長)

第2部 記念行事

(1)恩師のことば

(2)実行委員による記念行事(仮)

(3)はいばら太鼓

5 対象平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日生まれの住民登録者<br/>及び転出者で牧之原市はたちの集いに参加を希望する方<br/>(10 月 1 日現在市内在住者 383 名、市外出席希望者 17 名)

6 対象者への案内 対象者へ案内ハガキを発送済み。ハガキに記載の QR コード から登録フォームにアクセスし、事前に出欠登録を行う。

### 7 その他

- ・ 会場への立入は対象者のみとし、保護者等に向けてインターネット上での配信を行う。
- 退場時の密集を避けるため、小学校ごとの時間差退出を行う。

### 8 来賓一覧(予定)

- 衆議院議員
- 県議会議員
- 牧之原市議会議員
- 自治会長
- ・ 中学卒業時の恩師(式典中は別室で待機、第2部アトラクションの際に入場)

定例記者懇談会 資料No.10 令和5年11月28日 産業経済部 お茶振興課 0548-53-2621

### 第4回 お茶はがきデザインコンテストについて

### 1. 事業目的

静岡牧之原茶のPR事業として、お茶はがきデザインコンテストを実施します。 作品制作を通じて魅力に触れていただくとともに、お茶はがきをご家族やご友人に 贈っていただくことでより多くの方に静岡牧之原茶を飲んでいただく機会に繋げ ます。

### 2. 事業概要

郵送できるハガキ大の一煎茶パック「お茶はがき」のパッケージデザインを募集します。グランプリに選ばれた作品については、お茶はがきのデザインに採用し、各種イベントのお土産など静岡牧之原茶PRに使用させていただきます。

### 3. 各賞

○募集テーマ「牧之原市の"ここ"が好き」

【グランプリ及び隊長賞(準グランプリ) 各1作品】

選出:「まきのはら協奏曲」にて一般投票を実施。

最多得票の2作品を候補とし、市長の1票によりグランプリを決定する。

【市内学校賞 各校1作品(計4作品)】

対象:市内学校応募作品

選出:審査員1名につき2作品に投票し多数決により選定

【チャーフィン賞 1作品】

対象:チャーフィンが描かれた作品

選出:審査員1名につき1作品に投票し多数決により選定 (岩本陽子氏が参加可能な場合は同氏により選定)

#### 4. 応募締切

令和6年2月9日(金)午後5時まで(郵送の場合は消印有効)。

### 5. 対象

年齢や在住地問わずだれでも応募できます。

### 6. お問合せ・応募書類の送付先

〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 牧之原市役所相良庁舎 2 階

静岡牧之原茶宣伝隊 (事務局:牧之原市役所お茶振興課)

TEL: 0548-53-2621 FAX: 0548-52-3772 E-mail: sangyo@city.makinohara.shizuoka.jp

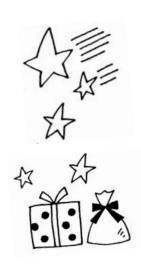
600 5=

# ン お茶はがき デザインコンテスト

静岡牧之原茶宣伝隊主催 第4回









# 牧之原市の"ここ"が好き

大切なあの人に「ホッ」と心和むティータイムをプレゼント。 郵送できるハガキ大の一煎茶パックで、お茶の香りと牧之原市の 魅力をお届けする、そんなパッケージデザインを募集します。



2 お茶はがきとは…

ティーバッグのお茶2個入の一煎茶パック。 はがきと同じように宛名欄があり、84円切手を貼れば郵送できます!



# 【グランプリ(会長賞)】<u>1名</u>

- ・3万円相当の金券
- ・応募デザインが印刷されたお茶はがき ※静岡牧之原茶PRデザインとして使用します。

### 【隊長賞・チャーフィン賞】 【市内学校賞】

<u>隊長賞・チャーフィン賞 各1名</u> 市内学校賞 各校1名

- ・応募デザインが印刷されたお茶はがき
- ・フィルターインボトル

応募方法

### 締切:令和6年2月9日(金)(当日消印有効)

【郵送・持参】

パッケージデザインと応募用紙に 必要事項を記入の上、事務局まで提出 ※デザイン保護のため折り目のないようご提出下さい。 【メール】 応募用紙の必要事項を記載の上

事務局へメールで提出

# 



静岡牧之原茶宣伝隊 事務局(牧之原市役所お茶振興課内)

〒421-0592 牧之原市相良275

TEL: 0548-53-2621 MAIL: ocha@city.makinohara.lg.jp



※詳しい募集要項はHPをご覧ください



定例記者懇談会 資料 No. 11 令和 5 年 11 月 28 日 健康推進部 健康推進課 0548-23-0024

### 鈴木梅太郎丼を活用した食育活動 ~12月13日ビタミンの日の産官学民連携活動~

### 1 経緯

鈴木梅太郎博士はビタミンB1を発見した牧之原市の偉人である。

令和4年度、地頭方小学校 小柳津校長先生より、博士の功績を学び周知することを 目的に、鈴木梅太郎丼を活用し連携した食育活動について提案があった。まずは、小学校 の給食で提供し、食育推進会議での提案をきっかけに市内で食育関係者が連携し鈴木梅 太郎丼の提供や周知を行った。

### 【具体的取組】

- ・地頭方小学校5年生と旅の館大沢の協力で「勝負メシ」に出品
- ・産業フェアのイベントで試食配布を行った(令和5年11月19日)

### 2 鈴木梅太郎丼とは

鈴木梅太郎博士の出身大学である東京大学農学部の学食で食べられている人気丼。鈴木梅太郎丼の定義は、ビタミンB1の多い食材(豚肉)を使用していること。博士の名前にちなんだ梅干しを使用すること。味付け、使用する野菜等についてはアレンジ可能。

### 【鈴木梅太郎丼】



ビタミンたっぷりの黒米等を使用

【地頭方小修学旅行(東京大学)】



11月10日 農学部食堂にて実食

ビタミンB1たっぷりの豚肉

梅太郎博士の名前にちなんで、梅干しを使用

### 3 12月13日「ビタミンの日」にあわせた取組

市内の給食施設や飲食店で、鈴木梅太郎丼を提供する。(提供施設は裏面) 健康づくり食生活推進協議会によるレシピ配布など周知活動を行う。

### 【提供施設及び取材可能施設の一覧】

施設名     住所     電話     担当者     取材       吉田榛原学校給     榛原郡     0548-     栄養教諭     可能       食共同調理場     吉田町     32-1750     矢入陽子     12/13 に給食で提供       (榛原地区     住吉 1500-1     (大ク陽子     中学校)     中学校)     下能	
食共同調理場 (榛原地区 小中学校)     吉田町 住吉 1500-1     32-1750 矢入陽子     12/13 に給食で提供	
(榛原地区 小中学校) 住吉 1500-1	
小中学校)	
牧之原市学校絵   牧之原市   0548-   学養教諭   可能	
食センター 波津 52-3184 曾根美由樹 12/12 に給食で提供	
(相良地区 1642	
小中学校)	
地頭方小学校 牧之原市 0548- 栄養教諭 可能。	
地頭方 981 58-0003 鈴木奏美 12/12 に給食で提供。	
12/13 4年生が鈴木	梅
太郎丼を活用したま	弁
当づくりを行う。	
旅の館大沢 牧之原市 0548- 旅の館大沢 可能	
新庄 11-1 58-1287 12/13 市内事業所に配	達
坂部保育園 牧之原市 0548- 園長 可能。	
坂部 468-1 29-0268 松下志保子 12/13 に給食で提供	
地頭方保育園 牧之原市地頭方 0548- 園長 可能。	
1丁目33 58-0001 高塚ユリ 12/13 に給食で提供	
牧之原保育園     牧之原市     0548-     園長     可能。	
東萩間 1987-50 27-2223 山本恵子 12/13 に給食で提供	
相良こども園 牧之原市 0548- 園長 可能。	
相良 249-2 52-3184 谷下千春 12/13 に給食で提供	
勝間田保育園 牧之原市 0548- 園長 可能。	
勝間 567-3 52-3184 朝比奈いずみ 12/13 に給食で提供	
菅山保育園     牧之原市     0548-     園長     可能。	
菅山 3621-1 52-3733 増田知恵 12/13 に給食で提供	
西萩間 889 54-1230 山田まり 12/13 に給食で提供	
日機装(株) 不可	
技術開発研究所   12/13 市内事業所で提	供_
(株) 小糸製作 不可	
所相良工場 12/13 市内事業所で提	供

# 鈴木梅太郎博士の功績をたたえて ビタミンB1 たっぷりの丼を紹介します!!



# 鈴木梅太郎丼のポイント♪

博士の功績をたたえてビタミンB1を多く含む食品を使った丼が、東京大学 農学部の 学食で提供されています。

ビタミンB1を多く含む食品と吸収を助ける玉ねぎ(アリシン)、市内で採れた黒米を 使用し、梅太郎博士の名前にかけて、梅干しをのせています。

家庭では、刻んだ梅干しを調理した豚肉に混ぜ込むなど、アレンジ可能です!

牧之原市出身の博士は東京大学で学び、ビタミンB1を発見し「オリザニン」と名付け ました。ビタミンを発見した日をビタミンの日と制定しました。

普及の目的は、博士の功績を周知し、鈴木梅太郎丼を推進することで、幅広い世代や 関係機関と連携し、地産地消の推進や健康づくりを進めることで食育を推進していくこ とです。

# ★鈴木梅太郎丼



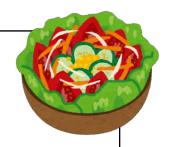
### <1人当たりの栄養成分>

エネルギー たんぱく質 17.6 g 451kcal 脂質 4.9g 食塩相当量 2.3q

# 参考レシピ

**<材 料>(4人分)** 米 2合 ○黒米 大さじ1 大さじ1 洒

○豚肉こま切れ



- 200g ◆玉ねぎ 1個 サラダ油 大さじ1 **◆すりおろしにんにく** 小さじ1 すりおろししょうが 小さじ1 しょうゆ 大さじ2 大さじ1 砂糖
- ○ビタミンB1を多く含む食品 ◆ビタミンB1の吸収を助ける食材

酒

梅干し

### く作り方>

- ①米は研いで、黒米はさっと洗い、炊飯器の釜に2合分の水と 酒を入れて浸水させてから炊く。
- ②玉ねぎは半分に切り1センチ幅に切る。 フライパンにサラダ油を熱し、にんにく、しょうがと肉を炒める。 肉の色が変わったら玉ねぎを加え、火が通ったら、調味料、 細かく刻んだ梅干しを混ぜる。

③器にご飯を盛り付け、豚肉を盛り付け完成。

レシピ提供: 牧之原市健康づくり食生活推進協議会 牧之原市健康づくり食生活推進協議会は市の健康づくりや 食育の推進をとおしてSDGsを推進している団体です。

SUSTAINABLE 3 ずべての人に 健康と福祉を





大さじ2

2個



定例記者懇談会 資料No.12 令和5年11月28日 健康推進部 健康推進課 0548-23-0024

### 介護予防普及事業 認知症予防講演会について

### 1. 目的

牧之原市の高齢化率は令和5年4月現在32.9%で、高齢者の増加に伴いますます認知症有病者が増えていくと予想されます。そのため、認知症状が重度化する前の段階での早期発見・早期対応の大切さや、さらに広く認知症予防の普及を行うため講演会を実施します。

### 2. 日時

令和5年12月24日(日) 13時30分~15時00分(受付12時30分~)

### 3. 場所

牧之原市相良総合センターい~ら

### 4. 対象

牧之原市民

### 5. 内容

「笑いヨガ講座」

講師: 認定ラフターヨガアンバサダー 山下 直(なおし)氏

時間 : 13 時 30 分~15 時 00 分

定員: 200名 (申込締め切りなし)

申込方法:健康推進課(23-0024)に電話またはFax(24-1005)もしくは直接

窓口へ

# 楽いで健康を手に入れよう ラフターヨガ

ギャグのセンスや難しいヨガのポーズは必要ありません

手拍手・かけ声・深呼吸がメインなのでどなたでもご参加いただけます



# 12月24日(日)

開場 午前 12 時 30 分

講演 午後1時30分~午後3時

場所

牧之原市相良総合センター

い~ら (須々木 140)

認定ラフター(笑い)ヨガ アンバサダー

講師

やました なおし **山 下 直 氏** 





お早めにお申

込みください

問合せ申し込み

健康推進課 TEL 0548-23-0024

窓口へ持参もできます

FAX 0548-24-1005



K		C
	送 迎	希望する
7		方に〇
	榛原庁舎前 正午発	
	相良庁舎前 12 時 45 分発	9
. ~	*	***

# 障害者週間におけるパラスポーツ資料展示等について

### 1 実施目的

市民に広く障がいへの関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加を促進するため、12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、庁舎などにパラスポーツ関連のパネルやスポーツ用具などを展示するほか、福祉事業所自主製品の庁舎販売会を行う。

### 2 実施期間・場所等

### (1) パラスポーツ資料展示等

展示期間	展示場所	展示内容
11月18日(土)から	相良総合センターい~ら	<ul><li>パラスポーツの成立ち</li></ul>
11月20日(月)まで	エントランス	や参加選手の紹介パネル
11月28日(火)から	市役所榛原庁舎2階	・パラリンピック競技種
11月30日(木)まで	市民ラウンジ	目の用具
12月 4日(月)から	総合健康福祉センター	・障がいの理解・啓発のた
12月 6日(水)まで	さざんか1階エントランス	めのリーフレット
12月 7日(木)から	市役所相良庁舎1階	・トイレ誘導用立体ピク
12月11日(月)まで	ロビー	トサイン(さざんかのみ)

※展示時間は、各施設の開館時間(各展示期間の初日及び最終日は、展示品移動のため、開館時間内に準備又は片付けを行う場合があります。)

### (2) 福祉のお店 ドリームまきのはら

販売日時	販売場所	予定販売商品
11月30日(木)	市役所榛原庁舎2階	・焼き菓子
午前11時~午後1時	市民ラウンジ	・手作りパン
12月8日(金)	市役所相良庁舎1階	・工芸品
午前11時~午後1時	ロビー	・トイレットペーパーなど

定例記者懇談会 資料No.14 令和5年11月28日 教育文化部 スポーツ推進課 0548-53-2643

### 第67回田沼意次牧之原市マラソン大会開催について

(牧之原市スポーツ推進課)

### 1 日時

令和6年2月4日(日曜日) 2 kmの部 午前 9時45分 5 kmの部 午前10時00分

### 2 場所

牧之原市相良庁舎周辺 (スタート・ゴール:しんまち遊ロード)

### 3 主催

田沼意次牧之原市マラソン大会運営委員会 (NPO 法人牧之原市スポーツ協会)

### 4 事業内容

新春恒例となっております「田沼意次牧之原市マラソン大会」は 67 回を数え、 今年度も開催いたします。

本大会は、地域スポーツ活動の振興を目的に、市スポーツ協会陸上競技部を主管として運営されております。

参加申し込みは牧之原市ホームページ内の専用フォームにて1月12日(金)まで申し込みができます。

### 5 大会概要

種 目 2 km の部 (制限期間 なし) 午前 9 時 45 分スタート 5 km の部 (制限時間 40 分) 午前 10 時 00 分スタート

計 測 大型タイマーによる自己計時

表 彰 等 表彰は行わない

参 加 料 一般 1,000 円 中学生以下 500 円 (参加賞あり)

#### 6 申し込み

申込方法 牧之原市ホームページ内の専用フォームにて必要事項を入力申込締切 令和6年1月12日(金)

募集定員 500人 (大幅に超える場合は締切前でも募集を終了する場合あり)

### 7 問い合わせ先

牧之原市マラソン大会事務局(電話:0548-52-4600)



受付 午前8時00分~午前9時00分 \*開・閉会式は行いません。

牧之原市役所 相良庁舎前広場 \*駐車場は、さがらサンビーチ駐車場

**種目** ▶ 2 kmの部 (制限時間なし) スタート 9:45

- ▶ 5 kmの部 (制限時間40分) スタート 10:00
  - \* 2部門ともおおよその距離となります。
  - \*大型タイマーによる自己計時になります。
  - \*表彰は行いません。

参加資格 ▶健康な人で制限時間内に完走できる人 ▶申込規約及び

個人情報の取扱いについて同意していただける人

参加料 ▶ 一般 1,000円 ▶中学生以下 500円

\*当日、受付の際にお支払いください。その際、ゼッケン及び参加賞をお渡しします。

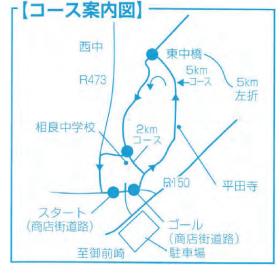
申込方法 牧之原市ホームページ内の専用フォームに、氏名、住所、連絡先、種目などを入力し、お申 し込みください。

- \*中学生以下は、保護者の承認欄に必ず入力をお願いします。
- \*予定の参加者(合計500人)を大幅に超えることが見込まれる場合は、締切前でも募集 を終了することがありますので、ご承知おきください。
- \*本大会主催者は、この大会に参加する総ての競技者の個人情報を競技運営に必要とする 要件等に利用します。また競技者は、大会プログラム、インターネット及び映像(肖像権)に、姓名・ 年齢(学年)・所属及び大会成績が掲載、転載により公開されることを了承の上、お申込みください。

申込締切 令和6年1月12日囹

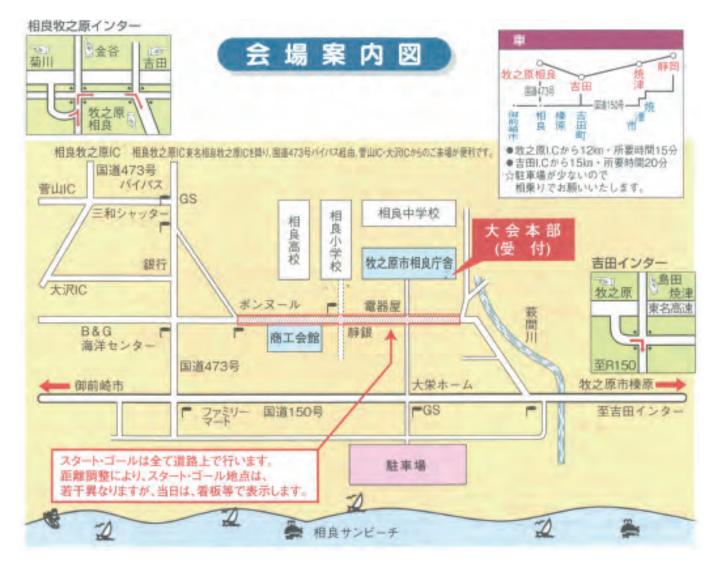
その他 ▶受付票は申込確認後、1月12日圇以降に事務局より通知します。当日は受付票をご持参の上、ご来場く ださい。

▶出場者は、事前に医師の健康診断を受け、参加してください。大会当日の事故については、応急処置のみ とし、その後の責任は負いません。また、主催者側で傷害保険に加入しますが、内科疾患などによる入院 は保険適用外となりますので、ご了承ください。競技中の事故などについても、主催者側が加入する保険 の適用内とし、それ以上の補償について、主催者側は一切の責任を負わないものとします。





申込フォーム



大会申し込みに際して、参加者は下記の申込規約に同意の上、お申し込みください。

### 申込規約

- 1 自己都合による申し込み後のキャンセルはできません。
- 2 自己都合による申し込み後の種目変更はできません。
- 3 地震・風水害・降雪・事件・事故・疾病等による開催縮小、中止等については、その都度、主催者が判断し、決定します。
- 4 年齢・性別等の虚偽報告、申込者本人以外の出走(代理出走)は固く禁止します。それらが発覚した場合、出場の取り消し、次回以降の出場資格のはく奪等、主催者の決定に従います。また、主催者が虚偽申告・代理出走者に対するトラブル等は一切の責任を負わないことを了承します。
- 5 私は心疾患、疾病等なく、健康に留意し十分なトレーニングをして大会に臨みます。
- 6 私は大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者の責任を問いません。
- 7 私は大会開催中に主催者より競技続行に支障があると判断された場合、主催者の競技中止の指示に従います。またその他主催者の安全管理・大会運営上の指示に従います。
- 8 私は大会開催中の事故、紛失、傷病に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。
- 9 大会開催中の事故・傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。
- 10 私の家族・親族・保護者(参加者が未成年の場合)は、本大会への参加を承諾しています。
- 11 大会の映像、写真、記事、記録等において氏名・年齢・性別・記録・肖像等の個人情報が、新聞・テレビ・雑誌・インターネット・パンフレット等に報道、掲載、利用されることを承諾します。
- 12 個人情報は、要項に記載する取扱いに則ります。
- 13 上記申込規約の他、主催者が別途定める「参加上の注意」に則ります。

### 個人情報の取り扱いについて

主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。大会参加者へのサービス向上を目的とし、参加案内、関連情報の通知等に利用いたします。また、主催者から申込内容に関する確認連絡をさせていただくことがあります。